

特定創業支援等事業を受けた創業者への優遇措置（令和6年4月1日～）

優遇措置	優遇の内容	対象者
会社設立時の登録免許税の軽減 株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社	登記にかかる登録免許税の軽減 ・株式会社 資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額15万円⇒7.5万円 ・合同会社 資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額6万円⇒3万円 ・合資会社または合同会社 1件につき6万円⇒3万円	事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後、5年を経過していない個人の方で、町内で会社を設立予定の方 （会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外）
無担保、第三者保証人なしの創業 関連保証の拡充	・創業関連保証の上限枠 1,000万円⇒1,500万円 ・創業前の利用対象者が事業開始の 2ヶ月前⇒6ヶ月前	事業を営んでいない個人の方 事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方 または法人
「新規開業資金」の貸付利率の 引き下げ	・基準利率からの引き下げ対象として 利用可能（別途審査あり）	創業前の方または創業後概ね7年以内の方

